

P T A 規約

及び本校に勤務する教職員としすべて平等の義務と権利を有する。

板橋区立志村第二中学校 P T A

第壹章 名 称

第壹条 本会は志村第二中学校 P T A と称し事務所を同校内におく。

第貳章 目的及び活動

第貳条 本会は父母と教職員とが協力して生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第参条

- 一 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
- 二 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を補助する。
- 三 生徒の生活環境をよくする。
- 四 会員相互の教養をたかめ親睦を深める。

第参章 方 針

第参条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 一 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 二 特定の政党や宗教にかたよることなく、また官利を目的とするような行為は行わない。
- 三 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 四 学校の人事その他管理には干渉しない。

第四章 個人情報の取り扱い

第肆条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱い基本方針」「個人情報取扱い方法」に定め、適正に運用するものとする。

第五章 会 員

第陸条 本会の正会員は本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者

第七章

第七條 本会の会員は会費を納めるものとする。
会費は生徒一人当たり月額二〇〇円（年額二四〇〇円）とする。

第六章 会 計

第八條 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
第九條 本会の会計は総会によって議決された予算に基づいて行う。
第十條 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならぬ。

第十壹條 本会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終わる。

第七章 役 員

第十二條 本会の役員は次の通りとする。

- 一 会長 一名
 - 二 副会長 三〜四名（うち一名は副校長とする）
 - 三 書記 三〜四名（うち一名は学校側とする）
 - 四 会計 三名（ ）
- 第十三條 役員は次の通りとする。
会長は本会を代表し会務を統括する。
副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。

第十四條 書記は総会ならびに実行委員会の議事を記録し各種の会合について通知する。

- 一 会計は総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し総会において会計監査を経て決算報告をする。
- 二 役員は任期は一年とする。ただし再任は妨げない。
- 三 役員及び各種委員会の委員長の選出は次の通り行われる。
- 四 役員は次の通り行われる。

- (一) 推薦委員会は次のとおり構成する。
- (イ) 役員から二名を選出する。
- (ロ) 各種委員会から一名ずつ選出する。

(ハ) 学校側から二名を選出する。(うち一名は副校長とする)

- (一) 役員は、推薦委員会が会員中(新年度会員も含む)より推薦した候補者、または会員より推薦された候補者より定数だけ選び、総会前に全員に告示し、総会において承認される。
- 二 各種委員会の委員長の選出は、委員の互選とし、会長がこれを委託する。

第八章 総 会

- 第十六条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第十七条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 第十八条 定期総会は五月、三月に開催する。
- 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の五分の一以上の要求がある場合には会長は臨時総会を招集する。
- 第十九条 総会の定足数は会員の三分の一(委任状を含む)とし議事は出席者の過半数で決する。

第九章 実行委員会

- 第二十条 実行委員会は役員、校長及び各種委員会の委員長によって構成される。
- 第二十一条 実行委員会の任務は次の通りである。
 - 一 各種委員長によって立案された事業計画を審議検討する。
 - 二 総会に提出する議案を調整する。
 - 三 必要ある場合は臨時に他の委員会を設ける。
 - 四 その他全会員より委任された事務を処理する。
- 第二十二条 実行委員会の例会は原則毎月一回開かれる。また必要と認められた時は臨時会を開く。
- 第二十三条 実行委員会の例会は構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。また議事は出席者の過半数で決まる。
- 第二十四条一 各種委員長は、実行委員会の例会に出席できない場合は各種副委員長または各種委員に委任することができる。
- 第二十四条二 委任を受けた各種副委員長または各種委員は、各種委員長代理で実行委員会の例会に出席することができる。
- 第二十五条 第二十二條、第二十四條一項及び二項の規定は臨時会に準用する。

第十壹章 各種委員会

- 第二十六条 各種委員会には学年委員会、広報委員会、校外生活委員会、学校地域サポート委員会をおく。
- 第二十七条 学年委員会は家庭と学校との関係を一層緊密にし学校教育に理解と協力をはかる。
- 第二十八条 広報委員会は会員の教養を高めるための広報活動を行う。
- 第二十九条 校外生活委員会は地区班を組織運営し生徒の校外生活の指導に協力する。
- 第三十条 学校地域サポート委員会は本会が関連する各種行事を円滑に行うため支援する。
- 第三十一条 学年委員会、広報委員会及び校外生活委員会の委員は学級毎に各一名を選出し、学校地域サポート委員会の委員は学級毎二名選出し、会長が委嘱する。
- 教職員はすべて委員となる。

第十貳章 会計監査

- 第三十二条 本会の会計を監査するため二名の会計監査を設ける。
- 第三十三条 会計監査は推薦委員会によって選出され、総会において承認される。
- 第三十四条 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
- 第三十五条 会計監査の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第十參章 顧問

- 第三十六条 本会に顧問をおくことができる。顧問は本会の功勞者で総会の承認を得た者とする。

第十三章 改正

- 第三十七条 本会の規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

附則

壹、本規約は平成九年四月一日から実施する。

- 一、平成九年三月総会において一部改正。
- 二、平成十三年三月総会において一部改正。
- 三、平成二十四年度三月総会において、一部改正。
- 四、平成二十八年度三月総会において、一部改正。
- 五、平成三十年度三月総会において、一部改正。
- 六、令和四年度二月総会において、一部改正。